

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年8月20日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 成人福祉課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和元年6月24日から令和元年7月8日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 生活保護事業において、生活保護停止にかかる保護費の返還処理の一部に遅滞が認められたので、改善に努めること。</p> <p>2. 高齢者世帯冬期生活支援事業の支援決定にかかる文書について、整備改善に努めること。</p>	<p>1. 保護停止の際の返還処理については、ケース診断会議での確認事項として追加し、同月内において返還処理することとしました。</p> <p>2. 記載に不備のあった箇所を修正し、審査結果等処理経過を明確にします。また、未記入などの文書処理不備を発生させないよう確認を徹底することとしました。</p>